

## 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査の結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】 実施時期 : 平成19年8月～21年3月  
調査対象機関 : 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

【勧告日及び勧告先】 平成21年3月27日 内閣府等16府省に対し勧告

【回答年月日】 平成21年9月28日 ～ 21年10月13日

内閣府	平成21年10月9日	宮内庁	平成21年9月28日	公正取引委員会	平成21年10月13日
国家公安委員会(警察庁)	平成21年10月8日	金融庁	平成21年10月8日	総務省	平成21年10月6日
法務省	平成21年10月8日	外務省	平成21年10月7日	財務省	平成21年10月2日
文部科学省	平成21年10月9日	厚生労働省	平成21年10月7日	農林水産省	平成21年10月7日
経済産業省	平成21年10月5日	国土交通省	平成21年10月9日	環境省	平成21年10月13日
防衛省	平成21年10月9日				

### 【調査の背景事情】

- 国家公務員は、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、その職務に精励することが肝要。しかし、近年、一部職員の不祥事により、国民の信頼を大きく損なうような事態が発生。
- 過去10年間に於ける一般職の国家公務員に係る懲戒処分数の推移をみると、平成19年には2,597人と平成10年の約1.6倍に増加。
- 国民の安心・安全の意識が高まる中、民間企業等は法令等遵守（コンプライアンス）の推進を重要視。国の行政機関も同様に危機意識を持つことが重要。
- 国民の信頼を回復するためには、各府省が、公正な職務遂行に対する国民の強い期待、要請を認識した上での公務の遂行が必要。
- この調査は、こうした状況を踏まえ、各府省に共通する国家公務員として遵守すべき基本的な法令等に係る各府省の取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 法令等遵守に係る取組の推進</b>  <b>(1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進</b>  (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること。(環境省)  倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員倫理規程において、研修等により職員の倫理感の醸成・保持に努めることと規定(自衛隊員倫理規程も同旨を規定)</li> <li>○ 職員に対して、倫理に係る遵守事項を十分浸透させるためには、各職員に遵守事項が十分に浸透しているかについて定期的に確認を行い、その結果を周知・啓発、研修に反映させて、実施方法や内容を不断に見直していくことが重要</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに職員になった者にしか研修を実施していないものが1府省1機関</li> <li>○ 倫理に係る遵守事項の職員への浸透度の把握が行われていないものが14府省26機関</li> </ul> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員倫理法において、事業者等からの5千円超の贈与等について四半期ごとに贈与等報告書の提出、このうち2万円超のものについて、何人も閲覧請求が可能と規定(自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理</li> </ul>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 定期的に研修機会を与えていないと指摘した1府省1機関において、平成21年度から定期的に倫理制度に関する研修を実施する予定</li> <li>→ 倫理に係る遵守事項の職員への浸透度の把握が行われていないと指摘した14府省26機関のうち、職員への浸透度を測るアンケート調査を実施し、研修内容の見直しを実施したものが1府省1機関、改善措置を予定しているものが11府省21機関、検討中のものが3府省4機関(国家公安委員会の改善例)  平成21年7月に倫理に関する職員の知識の浸透度を測るアンケート調査を実施し、浸透度が低調なものを重点的に説明するなどの研修内容の見直しを実施</li> </ul> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 贈与等報告書の提出漏れについて、指摘した15府省22機関すべてにおいて、提出漏れ防止の周知徹底のための通知文書を発出するなど、引き続き、提出漏れ防止を一層推進(防衛省の改善例)  贈与等報告書の提出時期ごとの注意喚起に加え、事務次官通達を発出し、提出漏れ防止を周知徹底</li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>規程も同旨を規定) (調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の失念、制度の理解不足等により、贈与等報告書の提出漏れが15府省22機関で231件（平成16年度～18年度）</li> </ul> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 内部通報窓口を整備すること。(法務省、文部科学省) 電話・面談による通報、匿名による通報を受け付けることについて、規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。(内閣府、宮内庁、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倫理の保持のための内部通報制度(※)について、国家公務員倫理審査会は、①電話・面談等多様な通報手段を認めること、②匿名による通報も受け付けること、③通報内容、処理結果を倫理監督官に報告させることについて配慮を要請</li> </ul> <p>※ 職員からの倫理法令違反の通報を受け付け、処理する制度</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部通報窓口が整備されていないものが2府省2機関</li> <li>○ 規定上、通報手段に係る規定又は電話や面談を通報手段として位置付ける旨の規定がないものが12府省19機関、匿名による通報を受け付ける旨の規定がないものが11府省19機関、通報内容、処理結果を倫理監督官に報告する旨の規定がないものが14府省27機関</li> </ul> <p><b>(2) セクハラ防止等の推進</b></p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① セクハラに関する基本的な事項について理解させるため、新たに採用した常勤職員に対して研修を実施すること。(厚生労働省) 非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと。(内閣</p> </div>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 内部通報窓口が整備されていないと指摘した2府省2機関のうち、内部通報窓口を整備したものが1府省1機関、整備を予定しているものが1府省1機関 (文部科学省の改善例)</p> <p>指摘を受けた文化庁では、平成21年4月に「文化庁内部公益通報処理要綱」及び「文化庁内部公益通報処理要領」において、倫理に関する通報窓口を整備</p> <p>→ 通報手段について、電話や面談を通報手段として規定していないと指摘した12府省19機関のうち、規定を整備したものが4府省5機関、整備を予定しているものが4府省5機関、検討中のものが6府省9機関 また、匿名による通報を受け付ける旨を規定していないと指摘した11府省19機関のうち、規定を整備したものが5府省8機関、整備を予定しているものが3府省6機関、検討中のものが3府省5機関 さらに、通報内容等を倫理監督官に報告する旨を規定していないと指摘した14府省27機関のうち、規定を整備したものが6府省9機関、整備を予定しているものが5府省9機関、検討中のものが6府省9機関 (外務省の改善例)</p> <p>「公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱(内部の職員からの通報)」において、電話・面談による通報、匿名による通報の受け付け、倫理監督官に対して通報内容等を報告する仕組みを整備</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 新たに採用した職員に対して研修を実施していないと指摘した1府省1機関において、平成21年5月1日以降に採用された職員に対して、採用日にセクハラに関する研修を実施</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="159 194 1070 309">府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <p data-bbox="143 316 226 344">(説明)</p> <p data-bbox="152 354 1093 496">○ セクハラ防止規則等において、セクハラ防止及び排除のため、セクハラ防止等に関する方針、具体的な対策等を部内規程等の文書の形でとりまとめ、職員に対して明示すること、新たに採用した職員等に対する研修の実施等必要な措置を講ずることを規定</p> <p data-bbox="143 502 286 531">(調査結果)</p> <p data-bbox="152 541 1093 683">○ 新たに採用した職員に対して研修を実施していないものが1府省1機関 ○ 一般的に立場が弱いとされている非常勤職員に対して、採用時にセクハラ防止のための研修等を行っていないものが13府省22機関</p> <p data-bbox="143 727 286 756">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="159 762 1070 877">② 対象となる職員の配置数・性別等に留意して相談員を適切に配置すること。(公正取引委員会、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p> <p data-bbox="143 884 226 912">(説明)</p> <p data-bbox="152 922 1093 1031">○ セクハラ防止規則等において、職員からのセクハラに関する苦情相談に対応するため、組織構成、各官署の規模及び性別等に配慮した相談体制の整備を行うことを規定</p> <p data-bbox="143 1037 286 1066">(調査結果)</p> <p data-bbox="152 1075 1093 1142">○ 各官署の職員の配置数や性別等に留意した相談員の配置が行われていないものが5府省10機関</p> <p data-bbox="143 1187 286 1216">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="159 1222 1070 1337">③ 新たに配置した相談員に対し、相談業務が円滑に行えるよう、必要な支援を行うこと。(宮内庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、農林水産省)</p> <p data-bbox="143 1343 226 1372">(説明)</p> <p data-bbox="152 1382 1093 1410">○ 相談員は、セクハラや相談業務等に関する専門的な知識を有するこ</p>	<p data-bbox="1120 233 2085 375">→ 非常勤職員に対して、採用時にセクハラ防止のための研修等を行っていないと指摘した13府省22機関のうち、採用時に研修等を実施したものが5府省9機関、研修等を予定しているものが7府省10機関、検討中のものが3府省3機関</p> <p data-bbox="1120 381 1368 410">(金融庁の改善例)</p> <p data-bbox="1149 419 2085 486">平成21年4月20日以降に採用された非常勤職員に対し、新規採用時にセクハラ防止に係る資料を配布</p> <p data-bbox="1120 727 1294 756">&lt;改善状況&gt;</p> <p data-bbox="1120 762 2085 871">→ 各官署の職員の配置数や性別等に留意した相談員の配置が行われていないと指摘した5府省10機関のうち、新たに女性の相談員を配置したものが4府省8機関、配置を予定しているものが1府省2機関</p> <p data-bbox="1120 877 1424 906">(国土交通省の改善例)</p> <p data-bbox="1149 916 2085 1018">指摘を受けた関東運輸局において、平成21年4月1日から、女性職員4名を新たに相談員として指名するとともに、中堅女性職員を相談の仲介役として3名選出し、セクハラ相談体制を改善</p> <p data-bbox="1120 1187 1294 1216">&lt;改善状況&gt;</p> <p data-bbox="1120 1222 2085 1364">→ 新規相談員の配置時に、研修や資料の配布等が行われていないと指摘した6府省10機関のうち、人事院作成の相談員用マニュアルの配布などを実施したものが3府省5機関、実施を予定しているものが5府省5機関</p> <p data-bbox="1120 1370 1424 1399">(農林水産省の改善例)</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>とが求められており、新たに相談員となった職員に対しては、相談員に必要な知識や技能を身につけるための研修を行うなどの支援が必要</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 新規相談員の配置時に、研修や資料の配布等が行われていないものが6府省10機関</p> <p><b>(3) 内部監査の的確かつ効果的な実施</b></p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 安全確保指針や統一基準に則し、保有個人情報監査又は情報セキュリティ監査を適時・的確に実施すること。(総務省、法務省、国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 事務・事業の執行に関する「業務監査」のうち、保有個人情報や情報セキュリティの分野については、政府として統一的な基準(※)を踏まえ各府省が策定した規定や基準に基づき、監査を実施</p> <p>※ 安全確保指針:「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)」(平成16年9月14日付け総管情第84号)</p> <p>統一基準:「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年12月13日IT戦略本部情報セキュリティ政策会議決定)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 規定や基準に基づき、保有個人情報監査を実施していないものが2府省3機関、情報セキュリティ監査を実施していないものが2府省3機関</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 会計監査の改善指示等に対する措置結果を期限を付して報告させることなどを規定すること。(宮内庁、総務省、法務省、外務省、国土交通省、防衛省)</p> <p>同旨の事態の再発防止を図るため、会計監査の結果を、会計業務関係部署全体に対して周知すること。(公正取引委員会、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省)</p> </div>	<p>指摘を受けた水産庁において、新たな相談員について、人事院主催の「平成21年度セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー」に参加をさせるとともに、新たに相談員となった者を含むすべての相談員に対して「国家公務員のセクシュアル・ハラスメント相談員用マニュアル」を配布</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 保有個人情報監査を実施していないと指摘した2府省3機関のうち、監査を実施したものが1府省1機関、実施を予定しているものが1府省2機関</p> <p>(総務省の改善例)</p> <p>指摘を受けた消防庁において、「消防庁の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」に基づき、個人情報監査を実施し、監査結果を総括保護管理者に報告</p> <p>→ 情報セキュリティ監査を実施していないと指摘した2府省3機関すべてにおいて監査を実施</p> <p>(法務省の改善例)</p> <p>「法務省情報セキュリティ対策基準」に基づく監査計画に従って、指摘を受けた公安審査委員会及び公安調査庁を対象に含む全省的な情報セキュリティ監査を実施</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 改善措置結果を報告させるなどの規定がない又は不十分であると指摘した6府省6機関のうち、期限を付して改善措置結果を報告させるなどの規定を整備したものが4府省4機関、整備を予定しているものが2府省2機関</p> <p>(宮内庁の改善例)</p> <p>平成21年4月に内部監査マニュアルの改訂を行い、会計監査対象部署に対して監査結果を通知し、会計経理の取扱いに改善の必要が認めら</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査結果の改善措置結果の早期把握、組織全体への周知は、会計監査の有効性を一層高め、会計業務の適正な執行に資するために有効</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査結果に対する改善措置結果を報告させるなどの規定がない又は不十分なものが6府省6機関</li> <li>○ 会計監査結果を組織全体に周知していないものが7府省7機関</li> </ul>	<p>れた事項については、期限を定め、講じられた措置を報告させるよう改善</p> <p>→ 改善措置結果の周知について、会計業務関係部署全体に対して周知をしていないと指摘した7府省7機関のうち、イントラネットに掲示するなど会計業務関係部署全体に周知したものが3府省3機関、改善を予定しているものが4府省4機関</p> <p>(財務省の改善例)</p> <p>指摘を受けた国税庁において、会計監査を受けた部署のみならず、会計業務関係部署全体に対して周知を図ることとし、平成21年6月に会計監査の結果を会計業務関係部署全体にメールで発出</p>
<p><b>(4) 内部通報制度の実効性の確保</b></p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関について、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと。(法務省、文部科学省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省は、内部の職員等からの法令違反等に関する通報(内部通報)を的確に処理するため、ガイドライン(※)において、内部規程の作成、総合的な窓口の設置等通報処理の仕組みを整備することなどを申し合わせている。</li> </ul> <p>※ 「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)(平成17年7月19日関係省庁申合せ)」</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通報規程や内部通報窓口を整備していないものが2府省2機関</li> </ul> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定している機関は、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること。(法務省、農林水産省)</p> <p>通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関</p> </div>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 通報規程及び通報窓口が整備されていないと指摘した2府省2機関のうち、通報規程及び通報窓口を整備したものが1府省1機関、整備を予定しているものが1府省1機関</p> <p>(文部科学省の改善例)</p> <p>指摘を受けた文化庁では、平成21年4月に「文化庁内部公益通報処理要綱」及び「文化庁内部公益通報処理要領」において、通報規程及び通報窓口を整備</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 通報対象範囲を公益通報者保護法が規定する対象法令違反に限定していると指摘した2府省4機関のうち、ガイドラインに則して範囲を職務上の法令違反行為と規定を整備したものが1府省3機関、整備を予定しているものが1府省1機関</p> <p>(農林水産省の改善例)</p> <p>ガイドラインに則し「農林水産省職員内部通報処理要領」において、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>は、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為など適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること。(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドラインにおいて、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に規定されている対象法令違反に加え、「当該行政機関についての法令違反行為」（職務上の法令違反行為）のほか、「適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実」が通報対象範囲とされている。</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通報対象範囲を公益通報者保護法が規定する対象法令違反に限定しているものが2府省4機関</li> <li>○ 職務上の法令違反行為を通報対象範囲としているものが15府省25機関、このうち、適正な業務の推進のために法令等違反行為全般を対象としているものが1府省1機関、職務上の内規違反行為又は職務外の法令違反行為を対象としているものが4府省7機関</li> </ul> <p><b>2 非違行為に対する適切な対応の確保</b></p> <p><b>(1) 非違行為に対する即応体制</b></p> <p>(勧告要旨)</p> <p>非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非違行為について迅速かつ組織的に対応するためには、速報・連絡体制の確立が重要</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非違行為の速報・連絡体制の手順に関する規程を整備していなかつ</li> </ul>	<p>通報対象範囲を職員による職務上の法令違反行為と規定</p> <p>→ 通報対象範囲を職務外の法令違反行為まで含めるなど拡大が図られたものが4府省6機関、検討中のものが12府省18機関 (厚生労働省の改善例)</p> <p>「厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令」を改正し、通報対象範囲について、従来、職務上の法令違反行為に限定していたところ、職務外の法令違反行為にも拡大</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 非違行為の速報・連絡体制の手順に関する規程が整備されていないと指摘した13府省22機関のうち、手順の規程を整備したものが3府省4機関、整備を予定しているものが5府省8機関、検討中のものが7府省10機関 (農林水産省の改善例)</p> <p>指摘を受けた水産庁において、「水産庁懲戒事項等取扱要領」を制定し、非違行為等に該当する疑いがあると思料するときは、遅滞なく漁政課長に報告することについて規定</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>たものが13府省22機関</p> <p><b>(2) 懲戒処分の適正な公表</b> (勧告要旨)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表すること。(法務省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 人事院は、「懲戒処分の公表指針」(※)において、①「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分」及び②「職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」については、原則として事案の概要等を公表することと規定</p> <p>※ 「懲戒処分の公表方針について(通知)」(平成15年11月10日付け総参-786 人事院事務総長通知)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 平成17年から19年7月末までに行われた懲戒処分事案から抽出した184件について、公表指針に照らしたところ、公表対象と考えられるにもかかわらず、悪質性がなく他の職員や社会的影響が少ないことなどを理由に12件が未公表</p> <p><b>(3) 再発防止対策の一層の推進</b> (勧告要旨)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">厚生労働省は、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 会計検査院が平成17検査年次から18検査年次にわたって実施した検査で発覚した都道府県労働局の不正経理事案に対して、厚生労働省は再発防止対策を実施</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 厚生労働省は、要綱(※)を策定し、再発防止策の点検・評価、法令等遵守の徹底等の取組により、一定の効果</p> <p>○ 職員間で非違行為事案を職員に幅広く周知するとともに、非常勤職</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 公表対象となる懲戒処分事案を適切に公表していないと指摘した3府省すべてにおいて、人事院の公表指針を踏まえ適切に公表を行うことを徹底</p> <p>(法務省の改善例)</p> <p>「懲戒処分の公表指針について」の職務遂行上の行為等について」を発出し、人事院の公表指針を踏まえ適切に公表することとし、これまで公表対象としてこなかった懲戒処分事案(諸手当等の不適正受給事案)について、過去5年間すべての事案(54件)について、平成21年4月6日付けで公表</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 厚生労働省において、各労働局に対し、法令遵守に係るチェック体制の強化のため、非違行為を確認及び指摘された場合には、当該非違行為について、各労働局長をはじめ管理者が把握することはもとより、労働局内で共有すること、労働局職員の研修では、具体的な不正事案をもとにした内容とするなど研修の充実に努めることを指示し、当該取組などの実施状況を定期的に点検し、検証を実施</p>



主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>員に対しても服務関係の研修を徹底して実施する余地あり</p> <p>※ 「都道府県労働局における不正経理の再発防止等について」（平成 18 年 11 月 10 日付け地発第 1110001 号地方課長通知）及び「都道府県労働局における法令遵守の徹底について」（平成 20 年 12 月 19 日付け地発第 1219005 号地方課長通知）</p> <p><b>3 法令等遵守の一層の推進</b>  <b>（勧告要旨）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していく必要がある。（全府省）</p> </div> <p><b>（説明）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不祥事予防の観点から、法令等遵守について、現状を把握し、その結果を分析・評価した上で、必要な改善・見直しを行うことが重要</li> </ul> <p><b>（調査結果）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回調査した制度や仕組みの中には、個々の職員への法令等遵守意識の浸透状況の把握や教育活動等が的確に機能しているのかどうかについての検証・評価が、必ずしも十分ではなく、それらの制度や仕組みが連携して有効に機能しているかどうかの検証・評価は行われていない状況がみられる。</li> </ul>	<p>＜改善状況＞</p> <p>→ 法令等遵守の一層の推進について、法令等遵守に係る取組について、検証・評価等を行うなどの一層の推進を図る取組の実施を予定しているものが 3 府省 6 機関、検討中のものが 14 府省 25 機関</p> <p>（経済産業省の改善例）</p> <p>国家公務員倫理法及びセクハラ防止の推進などについて、定期的な把握・検証等における取組を推進し、必要に応じて見直し、公表する等、法令等遵守に係る取組を推進していく予定</p>